

## 厚木市人権施策推進協議会委員公募の選考等に関する基準

### 1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市人権施策推進協議会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、「厚木市人権施策推進協議会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、人権施策推進主管部長、人権施策推進主管部施策調整担当課長、人権施策推進主管課長をもって組織し、選考委員長には、人権施策推進主管部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、人権施策推進主管課に置く。

### 2 選考数

募集人員及び次点 1 人を選考する。

### 3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市人権施策推進協議会委員応募申込書（住所、氏名、電話番号を除く）を基に、応募の動機・抱負などから、次表の評価項目に従い、5 段階評価で採点し、その他、年齢、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の 50 パーセントに満たない者は選出対象としない。

| 評 価 項 目            | 評 価 点 （ 5 段 階 ） 評 価 |   |   |   |   |
|--------------------|---------------------|---|---|---|---|
| 本市の人権施策推進に関する意欲や熱意 | 5                   | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 本市の人権施策に対する考え方     | 5                   | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 各種の人権問題に対する意識や認識   | 5                   | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 人権課題に対する積極的発言への期待度 | 5                   | 4 | 3 | 2 | 1 |

【配点基準】 5 点：非常に優れている 4 点：優れている 3 点：普通 2 点：やや劣る 1 点：劣る

### 4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び厚木市個人情報保護条例（平成 16 年厚木市条例第 11 号）によるものとする。